|  |
| --- |
| 指定基準チェック表　（第５表） |
| 法人名 |  |
| ５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させること(1) 条例第３条第２項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）　(2) 指定基準（条例第４条第１項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類及び欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類　(4) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(5) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項を記載した書類(6) 事業の概要等に関する変更の届出のうち指定基準（条例第４条第１項第１号及び第３号）に適合する旨を説明する書類(7) 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類 |
|  |
|  | 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | 同　　意 |  |
| する | しない |
| (1) | ア　事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）イ　役員名簿ウ　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの |
| (2) | ア　申出書に添付した指定基準（条例第４条第１項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類イ　申出書に添付した欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 |
| (3) | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| (4) | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| (5) | ア　前事業年度について、次の事項を記載した書類(ｱ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項(ｲ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項(ｳ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引・役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引(ｴ)　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは３親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日(ｵ)　役員等に対する報酬又は給与の状況a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項(ｶ)　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日　(ｷ)　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日イ　毎事業年度作成する指定基準（条例第４条第１項第４号から第６号まで（第４号イに係る部分を除く）及び第８号に掲げる基準）に適合している旨並びに欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 |
| (6) | 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準（条例第４条第１項第１号及び第３号）に適合する旨を説明する書類 |
| (7) | 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 |
|  |

○記載要領（指定基準チェック表（第５表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 各欄共通 |  | 「条例」とは、「地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。）」をいいます。 |
| 「同意」欄 | 該当する一方を囲みます。 |  |
| 「(5)」欄 |  | ア(ｳ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係ア(ｴ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 |